

横浜南基署発 1205 第 5 号

令和 6 年 12 月 5 日

神奈川県タクシー協会 横浜支部南ブロック会
南ブロック長 殿

横浜南労働基準監督署長

令和 7 年における当署の行政運営に係る御協力の依頼について

時下、貴分会におかれましては、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から当署の行政運営につきまして、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当署管内における令和 6 年 10 月末現在の休業 4 日以上之死傷災害は、668 件（うち死亡災害 4 件）で、前年同期比 102 件、18.0%の増加となっています。（新型コロナウイルス患者数を除く。）

また、ハイヤー・タクシー業では、23 件で前年同期比 1 件、4.3%の減少となっています。（同。）

このようなことから、第 14 次労働災害防止推進計画の目標値である休業 4 日以上之死傷災害を全産業 723 人以下、うち死亡災害 3 件以下とするため、各会員における労働災害防止の取組をより一層強めていただく必要があります。

つきましては、健康確保対策、災害防止対策及び適正な労務管理等について、下記の点に留意の上、積極的な支部活動の取組をお願い申し上げます

記

1 高年齢労働者対策、転倒防止・腰痛予防について

第 14 次労働災害防止計画において、高年齢労働者の災害防止対策を推進していますので、転倒災害・腰痛災害の予防と併せて高年齢労働者に配慮した作業管理、作業環境管理及び健康管理等の取組を会員事業場が、より一層進めるための説明会等の機

会を設けることを検討してください。

- 2 タクシードライバーの健康に起因する交通事故防止のため、各会員事業場において、過重労働縮減とともに、事業場における定期健康診断結果に基づく保健指導、健康教育の実施を積極的に行うよう働きかけを行ってください。